

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月21日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度ポリファーマシー対策分析事業業務委託

(2) 業務内容

医薬品の服用に関する適切な保健指導を推進し、被保険者の健康の保持増進を図るとともに医療費適正化に資するため、重複多剤投与者等の実態を県全体・各市町単位で可視化するとともに、分析結果を県内市町等と共有することで、より効果的な保健指導の実施をするための基礎資料とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 都道府県が実施する国保データベースを活用した分析事業を実施した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかを満たすこと。
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者又は「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者
 - イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修（実施計画・実施内容等を示すことができること。）を実施している者
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、30,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館4階
静岡県健康福祉部健康局国民健康保険課指導・助成班
電話番号 054-221-2332 FAX番号 054-221-3291
E-mail kokuho@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領、仕様書及び審査要領の配布

ア 配布期間 令和6年6月21日（金）から令和6年6月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所 上記(1)の担当部局宛てに、件名を「ポリファーマシー対策分析事業業務委託企画提案募集要領送付依頼」として電子メールを送付すること。送信アドレス宛てに募集要領の電子データを送付する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類 詳細は募集要領による

イ 提出場所 上記(1)に同じ

ウ 提出期限 令和6年7月12日（金）17時までに郵送又は持参（必着）
ただし、提出書類のPDFデータは電子メールにより提出すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年7月17日（水）午後の国民健康保険課が指定した時間

イ 場所 オンラインで実施予定

7 その他

(1) 詳細は募集要領、仕様書、審査要領による。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、契約業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請け業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。